本号で公布された法令のあらまし

◇流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二〇号）
（国土交通省）
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二三号）の施行期日は、令和七年四月一日とすることとした。

◇流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第二一号）（国土交通省）
一　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令の一部改正関係
1　題名を「物資の流通の効率化に関する法律施行令」に改めることとした。（題名関係）
2　総合効率化計画の認定等に関する農林水産大臣の権限のうち、北海道農政事務所の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものは、北海道農政事務所長に委任することとした。（第七条第四項関係）
3　荷主に対する指導及び助言に関する荷主事業所管大臣の権限のうち財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方支分部局の長に委任することとした。（第七条第五項～第九項関係）
4　連鎖化事業者に対する指導及び助言に関する連鎖化事業所管大臣の権限のうち農林水産大臣及び経済産業大臣に属する権限は、連鎖化事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方支分部局の長に委任することとした。（第七条第一〇項及び第一一項関係）
二　国土交通省組織令の一部改正関係
物流・自動車局及び物流政策課の所掌事務を変更することとした。（第一二条第三号及び第一三三条第二号関係）
三　施行期日
この政令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行することとした。

◇貨物自動車運送事業法施行令（政令第二二号）
（国土交通省）
1　運送契約に係る書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続について定めることとした。（第一条及び第二条関係）
2　この政令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行することとした。

政　令

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二十号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年四月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二十一号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）の施行に伴い、並びに物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第五十二条並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

物資の流通の効率化に関する法律施行令

第一条第一項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（」を「物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。」に、「第二条第十七号ホ」を「第四条第十七号ホ」に改め、同条第二項中「第二条第十七号チ」を「第四条第十七号チ」に改める。